

中野区教育委員会会議録 平成21年第42回定例会

○開会日 平成21年12月18日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前11時05分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	（ 欠 員 ）
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 3人

[議決案件]

日程第1 第44号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を
改正する規則

第45号議案 中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改
正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 12 / 11 区長と教育委員の懇談会について
- ・ 12 / 15 中野区教育委員会教育長任命式について
- ・ 中野区議会第4回定例会について

(2) 事務局報告事項

- ①平成22年度予算で検討中の主な取り組み(案)の考え方について(教育経営担
当)
- ②「中野区基本構想の改定の考え方」に関するパブリック・コメント手続の実施結
果について(教育経営担当)

[協議事項]

- (1) 平成22年度中野区立学校教育の指導目標(案)について

中野区 教育委員会
第42回定例会
(平成21年12月18日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第42回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入る前に、12月15日に田辺裕子さんが新しい教育長に任命されました。

本日が最初の教育委員会になりますので、ここで一言ごあいさつをお願いします。

教育長

ただいまご紹介いただきました、新しく12月15日付で教育長に任命されました田辺でございます。よろしくお願いいたします。

今、国全体が、いろいろ動きがある中で、今後教育もさまざまな影響があるというふうになっております。こうした動きをしっかりと見きわめながら、中野区として最善の道をとる、そうした教育をしていきたいというふうになっております。皆さん方と協力しながら進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

大島委員長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

<日程第1>

それでは、日程に入ります。

日程第1、第44号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」及び第45号議案「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

参事（教育経営担当）

それでは、44号議案、45号議案について、補足の説明をさせていただきます。いずれも特別区人事委員会勧告に基づく「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴う規則の改正でございます。

まず、第44号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す

る規則」でございますが、お手元の資料の、1枚めくっていただいて新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

この別表、第2条関係というところで、園長の管理職手当の額が定まっております。従来9万2,800円というところを、今回9万2,700円に引き下げをするということでございます。この規則は平成22年1月1日から施行する予定でございます。

また、もう一つの第45号議案でございます。「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。地域手当の支給額は、「職員が受けるべき給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額とする」というのが従来の規定でございました。それを、「100分の17を乗じて得た額とする」ということの規則の改正でございます。この規則も平成22年1月1日から施行予定でございます。

以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

私からちょっと。

そうしますと、職員の方の、全体の支給される金額が上がるという結果になるのでしょうか。

参事（教育経営担当）

地域手当を1%上げることに伴いまして、給料自体をこの額と同額を下げてございますので、実質は変わらないという形になります。もともと給料自体は民間格差によって引き下げをしておりますので、全体としては職員の給料は下がるという形になります。

その規則、条例改正については、すでにご議論をいただいて議決をいただいているところでございます。

大島委員長

はい、わかりました。

ほかにご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

一つ教えていただきたいんですが、地域手当というものの発想はもともとどこから来て

いるのでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

地方と、それから都会といいますか東京都等の物価の違いですとか、そういったことによって、それぞれ地域手当の額が異なっております。そういった、いわゆる物価の相違ですとかそういったものを、調整をするための手当という形になります。

山田委員

何かイメージからすると、例えば北海道のような寒冷地のところの地域手当とか、私、昔八丈島に行ったことがあるけれども、ああいうところの島のところの島嶼についての手当とかというイメージはあるんですけれども、一般のこういった都会においても地域手当というのはもともとあるということの理解ですね。

大島委員長

はい、どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

寒冷地等の手当は別にごさしまして、これは今お話をしたように、そういった物価等の違いを調整するための手当という形になります。

大島委員長

ほかにごさいますでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第44号議案及び第45号議案を、一括して挙手の方法により採決を行いたいと思いますが、なお、念のために申し上げますが、この上程中の二つの議案につきましては、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成21年12月9日付で特別区人事委員会の承認が得られていることをご報告いたします。

それでは、ただいま上程中の第44号議案及び第45号議案の計2件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

大島委員長

それでは、全員賛成なので原案どおり決定いたします。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

では、私から報告いたします。

今週は12月11日に、前回の教育委員会の後の午後ですけれども、区長さんとの懇談会がございました。ことし二度目の懇談会でして、今回は予算措置を伴うようなものについてを話題にしたものでございまして、再編の問題とか学力向上問題、学校図書館指導員の問題、学習指導要領に対応する予算措置の問題、こんなところを議題にしてお話をいたしました。

区長さんからのお話では、ともかく財政がもう非常に、かつてないほど厳しい状況であるという中ですので、なかなか新しいものに予算をつけてくださいということをこちらも言いにくいような状況ではございますが、しかしその中でも、やはり必要なところは十分にかけただけなくはないといけないという基本的な姿勢から、例えば再編の問題にしますと、これまで再編に伴って予算措置を講じていただいていたような、例えば制服を支給するとか帽子の支給ですとか、そういう支給品が今度、例えばこれから後再編する学校の生徒にはそういうものが支給されないというような不公平が出てこないようにということとか、再編に伴います校舎の改築等、必要なところを、予算がないと、お金がないということで改修等の措置をしないとか、そういうようなことのないようにというようお願いもいたしましたけれども、それは区長さんも十分ご承知で、そんなことはしない、もちろん不公平が生じないようにもするし、必要なところはきちんとやりますというお答えはしていただきました。学力向上につきましても、特に小1・中1を中心とした入学時の生徒への対応を、主な重点として手厚く見ていただきたいというようなことについて、区長さんも大変理解を示していただきました。

そのほか、区長さんも教育には非常に熱意を持って取り組んでくださっているのも、方針としては十分私たちの気持ちもわかっていただいているんですが、何せ財政的な事情もあるのでということで、ただ、私たちとの話し合いでは金額的な具体的な話をしたわけではなくて、基本的な考え方についてのお話でございまして、金額的なこと等につきましてはまた今後、事務局を通じての詰めになろうかと思っておりますけれども、そんなようなこと

で。

でも、いろいろ区長さんとまた意見交換をできたということは、大変有意義だったというふうに思っております。

それから、15日の日は、今ちょっとお話がありました、新しい教育長の任命式がございましたので、我々教育委員もそろったということでございます。前の教育長が、任期が満了いたしましたので、ここで教育長を退くということになられたわけですがけれども、前の教育長の菅野さんと我々で、また懇談もいたして、最後のお別れのごあいさつをしたというようなことでございました。

私からは以上です。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も11日金曜日、区長との懇談会に参加しました。今、委員長が言われたように、いろいろ多岐にわたる話をしましたが、いずれにしても教育委員会が扱う部分、かなりやっばり人という、人件費ですね、お金で言えば人件費ということで、一度つけると、また、一人つけると大変な金額になるので、その辺は非常に難しいところはあるんですが、それをぜひ中野区の子どもたちのためにということで強くお願いしました。

以上です。

大島委員長

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

私も11日の金曜日午後、教育委員会が終わった後、区長さんとの意見交換会に出席しました。内容は、委員長、飛鳥馬委員と同じです。

以上です。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私も11日、区長との協議がありましたので出席をいたしました。特に、今中野が取り組んでいます区立学校の再編について、並びに学力向上のことについて、あと、新学習指導要領の対応についてということで、いろいろとご協議させていただきました。区長からは、この財政難、今保護者が失業している時代だということのお話がありまして、でも何とか

頑張っていたきたいというような話をしてまいりました。

ことし2回目でございますけれども、区長さんの教育にかける思いも私たち感じておりますし、何とか、教育はどうしても人が必要であるということを切にお願いした次第であります。

また、15日には委員長ご報告のとおり、教育長として田辺さんが就任されましたので、教育長に任命をされたその会議に出まして、前教育長でありました菅野先生には、いろいろとご尽力いただいたことにつきまして、お礼を申し上げた次第であります。

なお、12月13日でございますが、医師会館におきまして新型インフルエンザワクチンの集団接種を始めました。今後、今週の日曜日20日、23日の祝日と、最初は小学校1年から3年ということを対象にしておりましたが、都のほうでも12月19日以降は小学校4年から6年にも拡大していいというようなお話も承っておりましたので、今週からは小学校4年生から6年生ということで小学校全学年を対象に、コールセンターで事前予約制をとりまして接種をしているわけです。13日は、予約状況が、たしか490名ほどの予約が入っていましたが、当日のキャンセルもありましたので、約470名ほどのお子様たちに接種をいたしました。

昔は集団接種ってかなりやっていたんですけれども、今は乳幼児のBCGとポリオ以外はやっておりませんし、インフルエンザの予防接種で久々の集団接種になりましたけれども、1階で受け付けと検温の後、問診票のチェック、2階で診察と接種。2階で、料金が発生しますので徴収をして、3階で接種後30分ぐらいは経過を見ようと、そういうような形で行いました。当日大きな事故もなく、お二人ほど、一人は打った後少し気分が悪くなったということで少しお休みいただいてお帰りになりましたし、もう一人の方は接種後1時間後にちょっと熱が高くなりましたが、平熱に戻ったということで、大きな事故もなく終わっております。

安全に注意しながら、重症化を予防するということを主眼にして、今後も12月あと2回、1月にも日曜日3回を予定しておりますので、安全に接種していきたいと思っております。

以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

12月14日ですが、第4回定例会最終日でした。この議会で、教育委員の同意ということ

がありましたが、そのほかに監査委員さんにつきましても学識経験の方が退任されるという事で、新たに監査委員が選任、同意をされております。

それから、最終日ということですので議案や請願・陳情の議決がありましたが、今議会ではいつになく、議員立法といいますか議員提出議案で、国に対していろいろさまざまな意見書を出せる、議決をして意見書を提出するという仕組みが地方自治法の中にあるんですけれども、それで10本以上の意見書について審議をされまして、例えば国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書でありますとか、平成22年度予算の年内編成を求める意見書などを、国に対して10本以上の意見書を提出というような議決がありました。

あわせて、前教育長であります菅野さんに対する感謝状贈呈に関する決議というのもございまして、尽力されたことに対して感謝をするということで、議会としても敬意を表していただきました。

さらに、皆さん方ご承知、余りないかもしれないんですけれども、実は平成19年度から中野区と韓国のソウル特別市の中に、特別区のようなものでヤンチョン区、陽川区というところとそれぞれ相互に、議員でありますとか区長なども行かれて交流をしてきました。このたび11月に、議員団とそれから区民の方々の一部の方があちらに行かれて、陽川区との交流を深めるための調査をしてまいりまして、そのことを踏まえまして、これも議員提出議案ですけれども「中野区と大韓民国ソウル特別市陽川区との友好促進に関する決議」ということで、さらに友好を深めましょうというような決議がされました。今後、中野区として、陽川区との友好交流を深めるということが一層進むというふうに思っておりますが、教育の中でもそうした交流ということもあるのではないかなというふうに考えております。

私からは以上です。

大島委員長

では、ただいまのそれぞれの委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご発言ないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

初めに、「平成22年度予算で検討中の主な取り組み（案）の考え方について」の報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

参事（教育経営担当）

それでは、「平成22年度予算で検討中の主な取り組み（案）の考え方について」、ご報告を申し上げます。

この主な取り組みにつきましては、例年ですと、その示し方につきましては「新しい中野をつくる10カ年計画」の四つの戦略に基づいた事業項目と事業概要という表形式でお示しをしていたものでございますけれども、今回は主な取り組み（案）の考え方についてということで文章形式をとってございます。このことから、今回の報告内容につきましては、平成22年度予算編成に向けて現在取り組んでいる状況について示すものでございます。

1項目めでございます。危機的な財政状況についてということで、中野区の財政状況については、大変厳しい経済状況と不況下におきまして、過去に経験したことのないような危機的な状況にあるという認識、またこれは中野区だけの状況ではなく多くの自治体が直面しているものでございます。平成21年度の特別区財政調整交付金は、当初予算比で30億円の減収を見込んでございます。これを受けまして、22年度も同規模の歳入減が見込まれている状況でございます。今年度、21年度予算と比べてみますと、特別区民税はおおむね27億の減少、これのほか自動車重量譲与税などの暫定税率の廃止の影響額が約3億円、その他の一般財源の減収分を合計いたしますと、平成21年度の予算と比べますと66億円を超える減収が見込まれるという22年度の状況でございます。

さらに、これを平成20年度の歳入決算額と比較をいたしますと、100億円以上減収をするという状況に陥っているということでございます。

2項目めでございます。現在行っている予算編成につきましては、一般財源歳入の減少幅の見きわめと国の動向を注視しつつ、予算編成に取り組んでいるところでございます。このことから、具体的な事業の内容について現段階では明示できないというような状況でございます。

3項目めでございます。検討中の主な取り組み（案）の、取り組みの状況の考え方でございますが、1番目として、大変厳しい経済危機的な財政状況下におきましても取り組まなければならない事業については着実に実施をする、また優先順位を勘案しながら実施をするもの、また、実施時期の繰り延べなどを行いながら可能な範囲で実施をするというも

のを明示してございます。

そこで、1番目の項目でございますが、緊急課題であります待機児童対策や、時期を変更できない学校耐震化などの投資的事業については着実に対応していくと。それから、2番目の優先順位云々ということでございますが、子育て、健康、福祉に関して必要性の高い施策については、その優先順位を勘案しながら推進をしていく。また、3番目といたしまして、警察大学校跡地の道路・公園整備などのように、計画的に事業を推進することが不可欠な事業については実施をいたしますが、その他の計画事業については時期の変更、繰り延べなどを検討し、可能な範囲で実施をしていく。4番目でございますけれども、すべての事業について、繰り延べ、休止、廃止などゼロベースからの見直しを行い、大幅な歳入の減少に対応するというところでございます。

最後に、この平成22年度予算の主な取り組み（案）の考え方につきましては、現在の検討状況を広く区民に周知をするために、12月20日発行の区報とホームページに掲載をする予定でございます。また、あわせて区民との意見交換を行うために、12月22日に区民と区長との対話集会を予定してございます。こういったことで、区民との意見交換を行うということでございます。

また、この主な取り組みに対する区民からのご意見を、郵便ですとかファクス、メール等でいただくということにしております。

この件に関しては以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの報告につきましてご質問、ご発言ありましたらお願いします。

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

すみません、この「平成22年度予算で検討中の主な取り組み（案）の考え方について」の位置づけなんですけど、これは区としての考え方を、今、教育経営担当から説明していただいたという理解でよろしいでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

そのとおりでございます。

大島委員長

ほかにご質問はございますでしょうか。

では、私からちょっと質問を。

今のご説明で、これ、区全体の中での優先順位をつけて取り組むべきものとか、ちょっと後回しにするものとか、考えているというようなお話だと思うんですけども、教育委員会としてはこの中で特に、やはり優先度が高いもの、比較的そうでないものとかということ、今選別といいますか考えているということによろしいんですかね。

どうぞ。

参事（教育経営担当）

ここに上がっているのは学校耐震化の事業だけという形になりますが、当然、教育委員会の中で、ほかの事業についても優先順位をつけながら、枠の中で考えざるを得ないということで、今その編成作業を進めているところでございます。

大島委員長

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

以前にお示しいただきました10カ年計画のところですけども、あれにはたしか、あの時点では財政フレームは全く触れていなかったと思うんですけども、それとこの今回の主な取り組みとの、どのように組み立てていかれるのか、非常に心配なことではないかなと思うんですけども。

大島委員長

はい、どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

今、全体の中でこういった減収分を見込まれるという、22年度予算に限って言えば、決算期でいくと100億円以上減収をするという中で、一般財源の一定の制限額というのは当然でございます。そうしないと、基金の導入ですとかあるいは起債という形になりますので、そういった全体の枠を見定めて、その中で優先順位をつけてという形の作業を行っているところでございます。

教育委員会としても、一定の制限の枠の中で予算編成をせざるを得ないということで、そういった優先順位に基づいて予算担当のほうに今提出をしているところでございます。最終的には、来週に区長ヒアリングがございまして、その中で基本的な方向性については私どもが一応、考え方というか向こうの指示も、実は全体の中で、精査させていただいて

提出をしたものについてヒアリングを行うという形になります。ですから、一定程度、その区長ヒアリングの中で基本的な削減の方向性についても決まってくるだろうと。それを受けて、多分全体的な予算編成を行っていくというような、そういった状況になってございます。

大島委員長

どうぞ、教育長。

教育長

予算編成につきましては今教育経営担当のほうからお話ししたとおりなんですけれども、10カ年計画については、引き続き庁内というか区の中で検討は進めています。具体的に、あそこに掲げましたステップの中での事業の具体的な取り組みの方法についても検討はしておりますが、まずは22年度予算を定めた上でないと、その先の全体10カ年のフレームが見通しができませんので、作業的にはまず22年度、そしてその後ステップの落とし込みもどういうふうに考えていくかということも、もうちょっと慎重に考えざるを得ないという判断をしているところです。

大島委員長

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

10カ年に余り固執することはないのかなというふうな、これだけ景気の落ち込みがひどくて先が見えないときに、10年先はもっと見えないかなと。せめて5年ぐらいのところでお考えいただくほうが実現性があるのかなという気がするんですね。このような時期、本当に今回のことは、どのようにしてこの不況を乗り切っていくかと言ったらだれも見えない話で、恐らく区のほうも23年、24年ぐらいまではということはお考えになって、基金の使い方なども考えていただいているんじゃないかなと思うんですけれども、そうすると確かに長中期的なスパンも必要でしょうけれども、10カ年というのはどうかなというふうな、ちょっと疑問に思ったものですからお尋ねいたしました。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次の報告に移ります。

次に、「『中野区基本構想の改定の考え方』に関するパブリック・コメント手続の実施

結果について」の報告をお願いいたします。

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

「中野区基本構想の改定の考え方」に関するパブリック・コメント手続の実施結果について」ご報告を申し上げます。

「中野区基本構想の改定の考え方」に関しますパブリック・コメント手続でございますけれども、資料をご覧いただきたいと思いますが、意見募集期間が平成21年10月21日から平成21年11月11日まで行ってございます。この間に提出をいただいた意見でございますけれども、提出方法が電子メールから窓口までということで、計18人の方からご意見をいただいているということでございます。

なお、団体も1人というふうにカウントをしてございます。

教育委員会関連でございますけれども、3ページ目をお開きいただきたいと思っております。領域Ⅱの「自立してともに成長する人づくり」についての項目の5番目でございます。学校、保育園、児童館が廃止になっているところがあると。子どもたちが通うのに危険なところはないか、考えてのことかというようなご意見でございます。

これにつきましては、児童生徒の登下校時の安全確保につきましては、保護者や地域の方などの意見も踏まえ、通学区域の状況に応じて対応していくということで回答をさせていただきます。

おめくりいただいて、4ページ目の6でございます。地域ぐるみで支える児童施設の再編・拡充では、小中学校の再編については30人学級ですとか少人数学級で、一人一人の子どもに目の行き届いた充実した学校教育を実現するとともに、地元の学校の空き教室などを活用して、地域ぐるみで子育て支援を行う拠点としていくために再考すべきだと思っております。

これにつきましては、これまでも少人数指導など、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導をされており、学力の向上に結びついていると認識をしております。学校再編は、子どもたちに集団教育のよさを生かした、より教育環境を整備するために進めているものであり、今後も教育委員会において着実に推進をしていきたいというご回答をさせていただきます。

7番目、障害のある子どもへの教育は原則としてほかの子どもたちとは別に行い、必要に応じて一緒に行うべきだ。教育上や学力向上の面で、通常の学級に通う子どもに影響を

与えるべきではないというご意見でございます。

特別支援教育というのは、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行い、社会的自立を図ることができる力ですとか、地域の一員として生きていける力をはぐくんでいくということでございます。区では、通常学級における支援の充実を図るとともに、特別支援学級も継続設置することとしているために、障害の状況ですとか状態に応じて固定の特別支援学級での教育も行ってございます。固定の特別支援学級で学んでいる子どもは、必要に応じて通常の学級の子どもたちとともに学習や活動を行う「交流及び共同学習」を行っているところでございます。また、通常の学級で学ぶ障害のある子どもには、必要な支援を行いながら指導をしていく、また、このことは障害の有無にかかわらず、お互いを認め合い、ともに生きる態度を育成するためにも大切なことであるというふうにご回答をしております。

8番目でございます。「産学公」とあるが、「産学公民」とすべきであり、「民」を無視すべきではない。区内に大学等の高等教育機関が設置をされても、大学等が区民に教育機会や学習機会を与えなければ意味がないので、事前に確認して適切に対応すべきであるということでございます。

区民の学習機会の拡大に向けて、産学公の連携については、地域団体など「民」との連携も視野に入れていく。これまで、区内における大学との連携につきましては、相互協力に関する基本協定などを締結し、教育委員会と共催で区民公開講座などを実施してきてございます。また、警察大学校等跡地に進出予定の大学におきましても、連携事業を予定しており、大学の持つノウハウや研究成果などを活用した区民への学習機会の提供を推進していく予定であるというふうにご回答しております。

また、9ページでございます。意見交換会の持ち方についてのご意見がございました。関連団体への説明・意見交換については明らかな虚偽報告がなされているということで、8月31日の「これからの中野の教育検討会議」で意見交換が行われた事実はない。会議を傍聴したが、教育委員会事務局が検討会議の協議内容にとって差しさわりのない部分だけ抜粋した資料を提示し、現在10カ年計画を進めていると紹介したにすぎない。また、9月17日の「小学校PTA連合会」では、資料を配付して5分程度説明しただけで、意見を交換するような場ではなかったと参加者から聞いたと。このようなものも関連団体への説明と意見交換として報告されるのか、他の関連団体との意見交換の実態についても不信を抱くというふうなご意見をいただいております。

これにつきましては、「これからの中野の教育検討会議」ですとか、「小学校PTA連合会」への説明につきましては、当初予定されていたということではなくて、予定されていた会議に急遽議題として入れていただいてご説明をさせていただいたものでございます。

「これからの中野の教育検討会議」におきましては、意見聴取をいたしましたけれども意見が出されなかったということ、また「小学校PTA連合会」では数名から意見をいただき、回答を行ってございます。

私どもとしては、虚偽報告ではないというふうに認識をしてございます。

なお、この基本構想の改定の議案につきましては、この第4回定例会に提出をされておりましたが、結果、継続審査ということになってございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

4ページのところの7番目の、提示された意見というんですかね、「障害のある子どもへの教育は原則としてほかの子どもたちとは別に行い、必要に応じて一緒に行くべきだ、教育上や学力向上の面で通常の学級に通う子どもに影響を与えるべきではない」。これは、読んだ感じちょっと、中野区のホームページに出ているのを下読みしたときに、ちょっとこれを見たときショックを受けたんですが、やっぱり私も教育委員になって努力が足りなかったのかなと。

国の方針として特別支援教育というのが出まして、やはり一人一人の子どもの違いについて適切に対応しようというのが出ているのに、いまだにこういうことをおっしゃる方がいる。ただ、確かに自分の子どもの勉強がほかの子どもに邪魔されたくないというお気持ちはわかるんですが、もっと特別支援教育というのはこういうのだよということを、学校の保護者だけではなくて、そうじゃない区民の方に知らしめる努力が教育委員会としては少なかったのかなとすごく、この方を悪く言うのではなくて反省しております。

確かに、私は短期大学ということで学校の関係者ですから文部広報とか毎月読んでいますし、メルマガもとっていますから、あと自分の子どものこともあるので理解はしているつもりなんですけど、一般の区民の方とか一般の国民の方にはやっぱりまだまだ特別支援教育というのはよくおわかりにならないのかなと。理念として一緒に教育というのは、

多分この方も反対しないと思うんですけども、逆に言うとやっぱりそれが実現できるような、クラスや学校に対して教育委員会としてやっぱりきちっと支援をしていく、ハンデがないお子さんを持っている保護者の方も不安がなく学級が通常にできるというふうに思っていたらいいような状況をつくっていく。学校の先生方も公的なケアで、きちっとやる、それはお金がないとできないんですけども、やっぱりそういう状況をつくる努力というのをもっとしていかないといけないなど、ちょっと強く感じた次第でございます。

大島委員長

はい、どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでして、こういう質問が出るということ自体、さまざまなご意見を区民の方は持っていらっしゃる。それはそれで結構なんですけど、このようなご質問が出るということ自体、我々の、これからそういう特別支援教育を進めていきますので、長期的にそういったことへの理解を深めていただくということはあるんですけども、短期的にも行政としてもほかの福祉やそのほかの部門とも協力しながら、こういったことのご理解が進むように努力したいと思っています。

大島委員長

ほかにご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

パブリック・コメントの求め方というので少しいろんなご提言があったと思うんですけども、確かに、例えば今回の基本構想なども冊子でいくとかなりのページにわたる冊子であるかと思うんですけども、それは各関係諸団体にご説明されるといっても限られた時間の中でのということもありますし、それに参加されない方もいる。なかなか、区民の意見をどのように求めるかはこれからの大きな課題ではないかなと思うんですけども、今、実際に例えばこの基本構想などのパブリック・コメントを求める場合に、その全容といいますか、あれは何かの、例えば区に来れば基本構想の考え方の冊子をもらえとかいうことはできているんでしょうか。それとも、ホームページにはもちろん載っていると思うんですけども、その情報がどのくらい開示されていて、それを区民に知らしめるような、どのような努力をなされているのかという辺からちょっとお尋ねしたいんですけども。

大島委員長

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

当然、今お話をいただいたようにホームページ、あるいは今回区報にも出させていただいていますし、それから資料のご配布については、当然、要望された方についてはご配布をさせていただいておりますし、そういった意味では、私どもとしては努力をさせていただいているというふうに考えております。

山田委員

確かにいろんな場においていろいろご説明いただいているのではないかなと思うんですけども、なかなかお互いに時間がとれない中でどうしても説明にかなり時間をとるということもありますし、よほど前に少し読んでいかないと、その場でなかなか質問もできないということもありますから、どのように周知するかも非常に問題ですし、いろんな区民の皆さん方のご意見を吸い上げるという大切な場ではあると思うんです。

期間についても、大体おおむね2週間ぐらいですかね、多くの場合にも。それが手法なのかと思うんですけども。電子メールでいただいたりファクシミリだったりということなんですけれども、大体日にちは今まで決まっていたよね。

大島委員長

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

期間についても決まっております。3週間。決まっている規定のとおり実施をしているということです。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

この点が既に継続審議になったということになりますと、これと10カ年との計画とのかわりはどのようになりますか。

大島委員長

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

基本構想を改定するという前提に、10カ年計画の改定が当然視野に入っているところで

ございます。基本構想の期間を定める、そののところも基本構想の改定の中身になっていきますので、そういった意味では期間については一応リンクはしているところでございますが、中身については当然、新しい考え方を出しているところでございますので、その中身についても一部リンクをしているというふうに考えております。

大島委員長

私の個人的感想でいいますと、どういう問題についても区民の方全部の意見が一致するとかいうことはもちろんあり得ないわけで、何かの問題について賛成する人、反対する人それぞれもいるし、いろいろな考え方の方がいると思うので、区民の方の意見を聞いて決めるとかということ、それは不可能なことなのはもちろんなんですけれども、しかしやっぱりこうやって区民の方から意見を出していただくと、例えば区の立案者では気がつかないいろいろな面とか、例えば高木委員が問題提起された、障害児の方への、そういう意見があるということ、それを反面教師といいますか、逆にそういうこともあるんだったらそういう意見もある程度踏まえて、じゃこういうふうに変えていこうとか、いろいろ参考になる意見も出てくると思うので、なるべく多くの方の意見を吸い上げるようなシステムにしていきたいなと思うんですが、そういう面からして、ここの今のコメントの中に、一番最後の16の方なんかは、この計画自体が非常に膨大で難解なものであると、そういうふうに思われると思うので、その辺の区民の方への提示の仕方も何かもうちょっと工夫して、例えば分野ごとに小さい分冊にするとか、小さく薄いものを幾つか、例えばつくるとか、要旨だけを簡単にしたようなものを別に用意するとか、これ素人考えですけれども、何かいろいろなことで皆さんがわかりやすく手にとりやすいようなものにするような工夫も、またしていただけたらいいんじゃないかなと。せっかくやるんですから。というふうに感じました。

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

各関係団体にご説明をするときには、当然、その関係団体に関係のあるところを抜粋しながら資料を作成し、ご説明をしてございます。そういった意味では、それぞれに対応した、応じた形でご説明をさせていただいているというところでございます。

大島委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この問題はこのくらいにしまして、ほかには報告事項はありますでしょうか。

よろしいですか。

<協議事項>

大島委員長

それでは、協議事項に移ります。

「平成22年度中野区立学校教育の指導目標（案）について」、協議を進めます。

説明をお願いします。

指導室長

それでは、「平成22年度中野区立学校教育の指導目標（案）について」ご説明申し上げます。

まず、この指導目標の位置づけでございますが、平成22年度の幼稚園、小学校、中学校の教育課程編成に向けまして、教育委員会として来年度の指導目標または来年度の重点についてお示しをいたしまして、教育課程に反映をしていただくということがねらいでございます。

構成といたしましては、資料でございますように、指導目標、基本方針、平成22年度の重点という三つの構成になってございます。

指導目標につきましては、今年度のものを変えてございませませんが、最後の段落でございますように、教職員の協力体制、研修の充実、家庭や地域との密接な連携を図って、特色ある学校づくりを進めていくということ、特色ある学校づくりについては区教委としても進めてきているということでございます。

基本方針でございますけれども、三つの構成になっておりまして、生命を大切にする教育の推進、人権を尊重する教育の推進、それから生きる力をはぐくむ教育の推進というところでございます。これにつきましては、今年度と少し変えている部分がございますので、裏面に新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

文末表現、言葉の表現を変えたところがございます。大きな1番の、生命を大切にする教育の推進の(2)と(4)の部分ですけれども、教員・学校が子どもに対してという視点で文末表現を変えてございます。かつては、今年度につきましては「心身の発達や健康の状態を把握し」というところではございましたが、そこを「理解させ」、心と体の健康づくりに励むという態度を育成するというような言葉、育てるというふうに言葉を変えてございます。同じように、(4)のところではございますけれども、「学習を充実させ」というような言葉に変えております。

それから、大きな2番の、人権を尊重する教育の推進のところでございますが、今年度「社会生活のルール」という言葉がございますけれども、これは学校教育法等の改正を受けて、「規範意識」というところを言葉として入れているところがございます。

そして、大きな三つ目の、来年度の重点ということで3点ございます。今年度は4点ございましたけれども、集約する形で3点にしております。

まず、今年度の1番と2番を集約するような形で(1)といたしまして、「発達や学びの連続性を大切にされた教育活動を推進する」ということでございます。これについては、子どもたちの発達に応じた指導がそれぞれあるわけですので、そのことを大切にしていくということ、それから学びの連続性ということにつきましては、幼稚園で学んだことが小学校にもつながっていくように、また、同じ学校、校種の中でも1年生の学びが2年生にそして3年生にというふうに連続して、切れることがないように、子どもたちの学びが一貫するようということでお示ししてございます。

(2)でございますが、「各教科等の指導において、言語活動を充実させる」ということ、これについては今年度の(4)の学習指導要領の移行の部分にございますけれども、移行2年目の来年度でございますので、この言語活動の充実については今回の新しい教育課程の中心というところがございますので、あえて言葉としてここに入れております。この言語活動については、ご承知のように思考の道具としての言語活動を活発にして、思考力、判断力を伸ばしていこうというものでございますので、国語とかいわゆるその表現ということだけではなくて、それぞれの教科についてやっていかなければいけないということでお示ししてまいります。

(3)につきましては、今年度の(3)と変えてございません。ICTの環境が整ってきているところがございますが、来年度また地デジ対応の大画面テレビが入ってまいりますので、そんなものも活用した授業改善を一層進めていくということで、(3)は今年度どおりというふうにお示しをしております。

以上、よろしくご協議いただきたいと思います。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

はい、どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

基本的にはこれでよろしいと思うんですが、その中にちょっと内容的に補足といいます

か、やってほしいなと思っていることは、基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと三つありますが、1番目の、生命を大切にする教育、これは例えば小さな子どもは、人は死んでもまた生き返るといふ、そういうふうになっている子はかなりの割合でいるという、テレビでこの前やっていましたけれども、ですから、低学年についてはその辺の指導が非常に大事なのかなというふうに思うんですね。大きくなればわかってくることはわかってくるんだらうと思うけれども、やっぱり小さいうちにそういうことはやっぱり教えておかないと、周りの友達だけじゃなくて人間を大事にするという気持ちが育たないのかなと思うんですね。

それから、もうちょっと大きくなって、小学校高学年か中学生ぐらいになって教えてほしいこと、日本は自殺が多いと言われてますよね。物すごく割合が多いわけでしょう。特に先進国でこんなに多いのはないんじゃないかと言われてるわけですがけれども、ですから、そういうことを考えると、この前「ようこそ先輩」でやっていましたけれども、友達同士で心臓の音を聞き合うみたいな、やっている学校もあるかもしれませんけれども、空の人間の体がつくられてそこに臓器を、心臓がこことか肝臓はこことか、みんなであちこち討論しながらくっつけていく、そういうのをやっていましたけれども、要するに、それは心臓がテーマだったわけですがけれども、本当にとまったら終わりのわけですから、そういう体験をしながら指導していく。ただ理屈だけで、自殺、自殺という言葉だけで追い込むのではなくて、もうちょっと生命ということやっていくと、子どもたちは理解しやすいのかなというのが一つあります。

それから、2番目のところは人権を尊重する教育ですがけれども、これ(1)から3までありますけれども、これをまとめて、ともかくわかりやすい言葉で私なりに考えると、人の気持ちがわかるということかなと思うんですね。人権というのは、相手の気持ちがわかる、自分の人権はもちろんありますけれども、やっぱりお互いに人の気持ちがわかるそういう子どもを育てていけば、人権もお互いに守ったり守られたりしていくのかなというふうな気がしますので、わかりやすいことで低学年から人の気持ちを理解するような、わかるような教育ができるといいなと思っています。

それから、三つ目は生きる力をはぐくむという、これはなかなか難しいなと思うんですが、時代がこういう時代なのということもありますが、私は個人的に言うと、あきらめないとか頑張ると言ったらあれだけれども、あるいは工夫するとか、そういう粘り強い力をつけていかないとすぐ投げってしまうのかなと思ったりするので、ただ、その逆の見方もあるので、頑張りが過ぎたとか頑張りが過ぎたからだめになっちゃったとか、難し

いところですがけれども、気楽に生きたほうがいいみたいなこともあるんですけども、それは気楽に生きたりというのは、特別の、障害とか病気とかある場合はあるかもしれないんですけども、でもそう言うとまた失礼になるかもしれない。障害をお持ちの方も物すごくすごい、私なんかまねもできないぐらいやっている方もいますので一概には言えないんですね。一概には言えないんですけども、頑張り過ぎてだめになっちゃう子もいるというそういうこともあるんですが、私は基本的にはあきらめない、頑張る、そういう力を育てていく。そうしないと、私は教育というのはそういうものだと思うんですね。あなたもこれでいいよと思ったら教育じゃないのかなと。ちょっとこれ語弊がある言葉だけれども、教育じゃないかもしれない、理解してあげたり優しく言ってあげたりするのも大事なことなんですけれども、だけれどもやっぱりもうちょっと頑張って、もうちょっと頑張ってと励ましながらちょっと階段を上げることが教育の大きな役割かなと思うので、生きる力というのはそういう、あきらめなかったり努力したり頑張ったり工夫したりする、そういう力かなと思っているので、優しい言葉で言うとそんなふうに理解しましたので、ぜひこれで進めていっていただきたいなと思っています。

大島委員長

はい、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

平成22年度の重点のところですがけれども、今のご説明ですと「発達や、学びの連続性」というご説明ですが、読み方によっては「発達や学びの、連続性」と読めちゃうこともあるのかなと思うんです。

子どもの発達段階というのはある程度、初等教育、中等教育、全部分かれていますし、特に初等教育の場合は低学年、中学年、高学年と、ちょっと不連続な段階になっているのかなという気がします。それと、一方で、学び自体は連続しているので呼応という趣旨はわかるんですが、そうであれば例えば「心身の発達や学びの連続性」、例えば、にするとか、あと、段階と連続性をうまく調和するというのであれば、「発達の段階や学びの連続性」を大切にしたとするとそのバランスがとれて「連続性」が「発達」のほうにかからないというのがわかりますので、何かそんなような感じで少し語句を変えてみたらどうかなと思うんですが。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、確かにそのように読めてしまうというところがございますので、こちらの意図がわかるように少し言葉はかえていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

すみません、雑感みたいなんですけれども、今の飛鳥馬委員のお話を伺って、ちょっと関連して思ったんですけれども、私の知っているある会社は、非常に頑張ること、頑張ってみてみんな提案したり顧客の満足度を高めるとかということ頑張っている会社なんですけれども、それで結構、そううつになって退職したり休職したりする人がすごく多いらしいんですね。特に若い人が。

それで、会社のその幹部の人の話を聞くと、どうも今の若い人はストレスに弱いというか、苦勞したり挫折した経験がないせいかもしれない、ちょっとしたじゃないんでしょうけれども、仕事上のプレッシャーとかかかるとすぐになえてしまうというようなことをちょっと言われたんですが、そんな単純に言えるかどうかはわからないんですけれども、しかし実際、すごくハードな仕事の中でうつになる人が、その会社はすごく多いようですし、生きる力じゃないんですけれども、今の若い人は特に一人っ子の家庭だったりすると大事にするということで、我慢するという経験が少ないのかなと、一方では家庭で虐待されたりとかいろいろ、親がきちんとしていないために不幸な苦勞をしている子どももいるので、そんなに一概には言えないんでしょうけれども、どうもやっぱり、だから、何かもう少し我慢するというんですかね、わがままばかり通しちゃいけないんだということも、学校の時代から教えたほうがいいのかなと思ったり、やっぱり社会に出ると厳しいところ待っていますので、だからといって学校の時代にそんなに厳しくスパルタでやるのがいいという意味じゃないんですけれども、いろいろ考えてしましまして、生きる力を本当につけてあげたいなというふうには思うんですけれども、どういうふうにしたらいいのか、またもうちょっと考えたいとは思っております。

ほかに。

どうぞ、山田委員。

山田委員

これは、中野区立学校教育の指導目標ということですから、教育委員会が学校の先生方にこれをお示しして、学校の先生方が中野の子どもたちの指導に当たるということになりますよね。そのために、文言が「理解をさせ」であったり「充実させ」ということになっていますよね。ですから、その辺のメッセージだと思うんですけども、実際には学校にはもう一つ、指導要領がありますけれども、そうするとこの、生命を大切に作る、人権を尊重する、生きる力というのは、各教科の指導要領の中に入れ込んでやっていくことは、学校のほうでのみ込んでやっていただくということと理解するんですけども、今まさに来年度からも授業時数はふえてくるという中で、この目標がどのように学校でとらえられてどのように実践されるべきなのか、してもらいたいのかという辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

大島委員長

はい、どうぞ、指導室長。

指導室長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。ここに書いてあることは総論的なことが書かれていますけれども、具体的には学習指導要領の内容であって、あとは本当に教育課程のすべてでやっていかなければいけないことだというふうに思っています。

ただ、このことがではどの教科のここにということ、もちろんすべて学習指導要領に位置づけはできるわけですが、一番大事なことは1時間1時間の授業の中で教員一人一人がこのことをしっかりと意識するということが大事だというふうに思っています。

先ほどの飛鳥馬委員からのお話もございました。例えば生きる力ということについても、余りにも言葉が先に走ってしまって、生きる力というのは何なんだというところも十分に議論されないまま進んでいるところがあると思います。ですから本当は教員一人一人が、この1時間で、算数の時間のこの生きる力は何なんだという意識を持って指導するところが最も大事なところではないかなと思っています。そのあたりを教育課程説明会で、ここに盛り込めない部分についてはご説明をして、理解をしていただきたいというふうに思っております。

大島委員長

ほかにありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの協議内容も踏まえまして、事務局のほうで進めていただきたいと

思います。

以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆さんに、年末年始と1月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。

来週12月25日と来年1月1日は、年末年始のため休会といたします。このため、次回の教育委員会の会議は1月8日を予定しています。

1月8日と1月15日と1月22日はこの場所で、いつもどおり午前10時から教育委員会を開会する予定です。さらに、1月29日は地域での教育委員会として、会場を南中野地域センターに移して教育委員会を開会する予定です。この場合の開会時間は、いつもどおり午前10時からです。

したがって、1月の教育委員会の会議は、いつものとおり区役所で開会するのは1月8日と15日と22日の3回、ほかに南中野地域センターで開会する1月29日の、合わせて4回の予定です。

これをもちまして教育委員会第42回定例会を閉じます。

午前11時05分閉会